
地域脱炭素化促進区域の設定に係る 配慮基準案について

令和 5 年（2023年） 6 月 8 日（木）

令和 5 年度 第 1 回北海道環境審議会



1 地域脱炭素化促進事業制度（振り返り）

制度の趣旨

「地域脱炭素化促進事業」に関する制度は、地域の円滑な合意形成を図り、**適正に環境に配慮し、地域のメリットにもつなげる地域と共生する再生可能エネルギー事業の導入を促進**する制度。

本制度は、「地域脱炭素化促進事業」として行わない再生可能エネルギー事業には及びません。

（環境省 地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（地域脱炭素化促進事業編）2022年4月より引用）

都道府県基準

都道府県基準は、促進区域設定に係る**環境省令で定める基準に上乘せ・横出しして、地域の実情（自然的社会的条件）に応じた環境の保全への適正な配慮を求める**ための基準。

（都道府県基準は、認可を不要にしたり、許認可などの基準を緩和するものではありません）

（環境省 地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（地域脱炭素化促進事業編）2022年4月より引用）

〔市町村が設定する促進区域〕

- ✓ 地域の再生可能エネルギーのポテンシャルを最大限活用するような、意欲的な再生可能エネルギー導入目標を設定した上で、その実現に向けて国及び都道府県が定めた基準に従って設定
- ✓ **環境保全の観点及び社会的配慮の観点から考慮することが望ましい事項に留意して設定**
- ✓ **地域の合意形成を図り、再生可能エネルギー導入の適地を設定**
- ✓ 環境保全上の支障や環境配慮の観点から保全すべき区域は、促進区域から除くか、当該支障を回避するための適切な措置などを講じられる場合に設定

（環境省_地域脱炭素のための促進区域設定等に向けたハンドブック（第2版）2022年6月より引用）

2 都道府県基準の構成（振り返り）

地球温暖化対策の推進に関する法律施行規則（以下「規則」。）で示されている都道府県の基準の構成は次のとおり。

- ① 市町村が促進区域に含めることが適切ではないと認められる区域**（以下「除外区域」。）
（規則第五条の四第2項第一号）

※ 除外区域に設定された区域は、市町村の促進区域に設定することができません

- ② 考慮対象事項（考慮対象区域・事項）**（規則第五条の四第2項第二号）

※ 考慮対象区域・事項に設定された区域・事項は、支障を回避するための適切な措置を講じられる場合などに、市町村の促進区域に設定することができます（措置できなければ設定できません）

事項等	
ア	施設の種類ごとに省令で掲げる環境配慮事項のうち、市町村が促進区域を定めるにあたっての考慮すべき事項（考慮対象事項）
イ	考慮対象事項ごとの環境保全への適正な配慮を確保するための考え方
ウ	考慮対象事項を考慮するにあたり収集すべき情報
エ	収集すべき情報の収集方法

- ③ 特例事項**（規則第五条の四第3項）

- ④ 適用除外**（規則第五条の四第5項）

3 関係する他部会・審議会への意見照会状況

令和5年（2023年）1月の北海道環境審議会（以下「親会」。）後に、会長と協議の上、親会各部会及び北海道環境影響評価審議会（以下「アセス審」。）に北海道が策定する都道府県基準（以下「配慮基準」。）（案）の意見を照会。

令和5年（2023年）		3～5月	
親会	地球温暖化対策部会 (以下「温対部会」)	[3月温対部会] 事業制度の説明 ⇒ 意見照会なし	[5月温対部会と自然部会の合同開催] 環境の保全や再エネの促進など制度趣旨の観点から意見を照会
	自然環境部会 (以下「自然部会」)	[3月自然部会] 事業制度の説明 ⇒ 意見照会なし	
	温泉部会	[3月温泉部会] 制度趣旨の観点から意見を部会で照会	[環境省へ照会中] 環境省に温泉熱を利用した発電及び熱供給の施設の種類を照会中
	水環境部会	[3月書面照会] 制度趣旨の観点から意見を書面で照会	(意見なし)
アセス審	[3月アセス審] 配慮書省略の観点と累積的影響の観点から意見を審議会で照会	[5月アセス審] 部会の意見として整理するために改めて議論	[5月改めて照会] 委員の意見を聴取するために改めて照会
その他の審議会	その他の審議会への意見照会は、現配慮基準（案）についての当該事務局との調整をもって行った		

ゼロカーボン北海道推進計画の別冊として策定する「地域脱炭素化促進事業の促進区域の設定に関する北海道基準」の構成 (案) は次のとおり。

○ 第1章 基本的事項

- 1 基準策定の趣旨
- 2 基準の位置付け
- 3 対象とする地域脱炭素化促進施設の種類
- 4 対象としない地域脱炭素化促進施設の規模、設置の形態、場所等 (特例事項・適用除外)
- 5 基準の考え方 (以下「基本的な考え方」。)
- 6 基準の見直し

○ 第2章 基準等

- 1 太陽光発電施設に関する基準
 - (1) 除外区域 (市町村が促進区域に含めることが適切ではないと認められる区域)
 - (2) 考慮対象事項 (促進区域の設定に当たって考慮を要する区域・事項)
- 2 風力発電施設に関する基準
- 3 中小水力発電施設に関する基準 等々
- ...
- 10 地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組に関する例示

○ 第3章 促進区域の設定等に当たっての留意事項

5 配慮基準策定の趣旨（案）

北海道が配慮基準を策定する趣旨（案）は、次のとおり。

基準策定の趣旨（案）

地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）（以下「法」という。）が改正され、令和4年（2022年）4月から、都道府県、政令市、中核市、施行時特例市については、地方公共団体実行計画（区域施策編）において、その区域の自然的社会的条件に応じた再生可能エネルギーの利用促進等の施策に関する事項に加え、その実施に関する目標を定めることとされました。また、これら以外の市町村についても、同様に施策に関する事項やその実施に関する目標を定めるよう努めることとされました。

あわせて、改正法では、全ての市町村は、地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項として、促進区域の設定、地域の環境の保全のための取組、地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組等を定めるよう努めることとされました。

また、都道府県は、地域の自然的社会的条件に応じた環境の保全に配慮して、市町村が定める促進区域の設定に関する基準（都道府県基準）を定めることとされた（法第21条第7項）ことから、本道は、地域の実情に応じて環境の保全に適正に配慮し、地域の再生可能エネルギーの導入を促すとともに、市町村が円滑に促進区域を設定し、地域に貢献する地域脱炭素化促進事業が推進されるよう、促進区域の設定に関する北海道基準（以下「基準」という。）を定めることとしました。

6 配慮基準の位置付けと対象（案）

配慮基準の位置付けと対象にする施設の種類（案）は、次のとおり。

基準の位置付け（案）

本基準は、法第21条 6 項に規定する都道府県が定める促進区域の設定に関する基準です。

基準の対象（案）

再生可能エネルギー発電施設

- ・ 太陽光
- ・ 風力
- ・ 中小水力
（出力が 30,000kW未満のものに限る）
- ・ 地熱
（探査に係る調査のための掘削設備を含む）
- ・ バイオマス

再生可能エネルギー熱供給施設

- ・ 太陽熱
- ・ 大気中の熱その他の自然界に存する熱
（地中熱、雪氷熱、温泉熱、海水熱、河川熱又は下水熱）
- ・ 地熱
- ・ バイオマス

7 他府県の施設の種類の都道府県基準設定状況

都道府県基準を策定した17府県が設定した再生可能エネルギー（以下「再エネ」）施設の種別は、次のとおり。

●：基準として設定済み

(令和5年(2023年)4月20日現在)

No.	エネ種別	施設の種類	岩手	宮城	福島	茨城	埼玉	長野	富山	愛知	三重	京都	広島	山口	徳島	高知	福岡	長崎	鹿児島	
1	再エネ発電施設	太陽光	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
2		風力	●	●	●	●			●	●		●				●	●	●	●	
3		中小水力		●					●				●			●				
4		地熱		●																
5		バイオマス		●		●			●				●			●	●			
6	再エネ熱供給施設	太陽熱		●																
7		大気中の熱その他の自然界に存する熱		●																
8		地熱		●																
9		バイオマス		●																

8 配慮基準の対象としない地域脱炭素化促進施設の規模、設置形態等（案）

配慮基準の中で、基準の一部を適用させない「**特例事項**」、基準の全てを適用せずに国の基準に準じる「**適用除外**」を定める施設の種類、規模など（案）は、次のとおり。

No.	エネ種別	施設の種類	特例事項	適用除外
1	再エネ発電施設	太陽光	(設定しない)	建築物の屋根、屋上又は壁面に設置するもの
2		風力	//	(設定しない)
3		中小水力	//	//
4		地熱	//	//
5		バイオマス	//	//
6	再エネ熱供給施設	太陽熱	//	建築物の屋根、屋上又は壁面に設置するもの
7		大気中の熱その他の自然界に存する熱	//	建築物の屋根、屋上又は壁面に設置するもの
8		地熱	//	(設定しない)
9		バイオマス	//	//

9 他府県の特例事項・適用除外の設定状況（1）

都道府県基準を策定した府県のうち、特例事項及び適用除外を定めている府県と策定の内容は、次のとおり。

〔 特例事項・適用除外 〕

（令和5年（2023年）4月20日現在）

No.	発電施設の種類	岩手	宮城	福島	茨城	埼玉	長野	富山	愛知	三重
1	太陽光	特例事項 ・屋根等設置で出力10kW以上 ・工場跡地	(未設定)	(未設定)	(未設定)	(未設定)	(未設定)	(未設定)	(未設定)	(未設定)
	適用除外	・屋根等設置で出力10kW未満 ・工業団地設置	(未設定)	(未設定)	・屋根等設置で出力10kW未満	(未設定)	・屋根等設置	・屋根等設置で出力50kW未満	・屋根等設置	
2	風力	特例事項 ・屋根等設置 ・工業団地設置 ・駐車場設置	(未設定)	(未設定)	(未設定)			(未設定)	(未設定)	
	適用除外	(未設定)	(未設定)	(未設定)	(未設定)			・出力20kW未満	(未設定)	
3	中小水力	特例事項	(未設定)					(未設定)		
	適用除外		(未設定)					・出力20kW未満		
4	地熱	特例事項	(未設定)							
	適用除外		(未設定)							
5	バイオマス	特例事項	(未設定)		(未設定)			(未設定)		
	適用除外		(未設定)		(未設定)			・出力10kW未満		

9 他府県の特例事項・適用除外の設定状況（2）

都道府県基準を策定した府県のうち、特例事項及び適用除外を定めている府県と策定の内容は、次のとおり。

【 特例事項・適用除外 】

（令和5年（2023年）4月20日現在）

No.	発電施設の種類	京都	広島	山口	徳島	高知	福岡	長崎	鹿児島
1	太陽光	(未設定)	(未設定)	(未設定)	(未設定)	(未設定)	(未設定)	・屋根等設置	(未設定)
	特例事項								
2	風力	(未設定)	(未設定)	(未設定)	(未設定)	(未設定)	(未設定)	(未設定)	(未設定)
	適用除外								
3	中小水力	(未設定)	(未設定)	(未設定)	(未設定)	(未設定)	(未設定)	(未設定)	(未設定)
	特例事項								
4	地熱	(未設定)	(未設定)	(未設定)	(未設定)	(未設定)	(未設定)	(未設定)	(未設定)
	適用除外								
5	バイオマス	(未設定)	(未設定)	(未設定)	(未設定)	(未設定)	(未設定)	(未設定)	(未設定)
	特例事項								
		(未設定)	(未設定)	(未設定)	(未設定)	(未設定)	(未設定)	(未設定)	(未設定)
	適用除外								

令和5年（2023年）1月第5回親会での提示案は、次のとおり。

I 本道や世界に恵みをもたらす豊かな自然環境を保全

[道基準案の検討を進めていく上での視点・ポイント]

- ☞ 国際的に保護とされている保全地域の自然環境・生態系
- ☞ 自然環境に優れ、生物多様性の高い地域
- ☞ 自然景観や自然資源、未来に残すべき自然
- ☞ 触れ合いの場としての自然
- ☞ 文化的に維持してきた自然景観・資源

II 災害の発生の可能性が高い箇所を回避し防災に資する自然環境を保全

[道基準案の検討を進めていく上での視点・ポイント]

- ☞ 災害などの発生のおそれのある地域の回避と自然環境を活かした防災

III 北海道の基幹産業である第一次産業などが有する重要機能を保全

[道基準案の検討を進めていく上での視点・ポイント]

- ☞ 第一次産業の健全な発展との調和
- ☞ 景観などの観光資源

「基本的な考え方」（今回提示案）は、次のとおり。

I 恵みをもたらす豊かな自然環境を保全

[道基準案の検討を進めていく上での視点・ポイント]

- ☞ 国際的に保護とされている保全地域の自然環境・生態系
- ☞ 自然環境に優れ、生物多様性の高い地域
- ☞ 自然景観や自然資源、未来に残すべき自然
- ☞ 触れ合いの場としての自然
- ☞ 文化的に維持してきた自然景観・資源

II 災害の発生の可能性が高い箇所を回避し防災に資する自然環境を保全

[道基準案の検討を進めていく上での視点・ポイント]

- ☞ 災害などの発生のおそれのある地域の回避と自然環境を活かした防災

III 北海道の基幹産業である第一次産業などが有する重要機能を保全

[道基準案の検討を進めていく上での視点・ポイント]

- ☞ 第一次産業の健全な発展との調和
- ☞ 景観などの観光資源

令和5年（2023年）1月第5回親会での提示案は、次のとおり。

①除外区域への振り分け方案

地域の自然的社会的条件に応じた環境の保全への適正な配慮の観点から、保全対象となる区域の範囲が地番等で明確にされ、図示されている区域であって、法令等で施設の設置が困難な区域。ただし、市町村の行政区域の全域を含む区域を除く。

②-1 考慮対象区域への振り分け方案

促進区域に設定する際に、地域の自然的社会的条件に応じて環境の保全への適正な配慮が必要な区域。

②-2 考慮対象事項への振り分け方案

地域脱炭素化促進事業の実施にあたり、地域の自然的社会的条件に応じて環境の保全への適正な配慮が必要な事項。

「①除外区域及び②考慮対象区域・事項への振り分け方」（今回提示案）は、次のとおり。

①除外区域への振り分け方（案）

地域の自然的社会的条件に応じた環境の保全への適正な配慮の観点から、保全対象となる区域の範囲が地番等で明確又は図示されている区域であって、法令等で施設の設置が困難又は施設の設置に許認可が必要な保全区域。

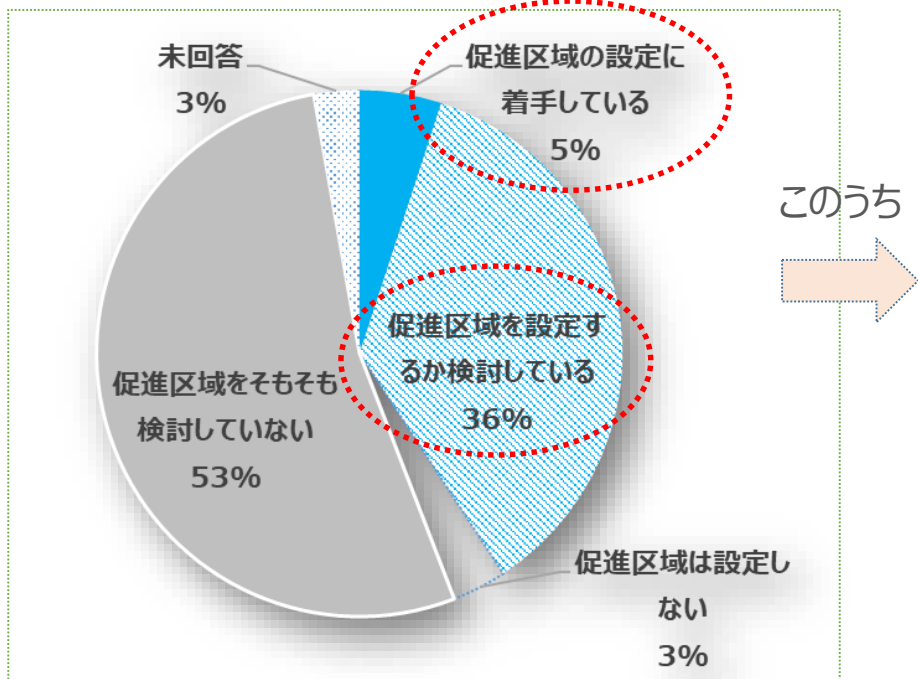
②考慮対象事項への振り分け方（案）

促進区域に設定する際に、地域の自然的社会的条件に応じて環境の保全への適正な配慮が必要な区域。

地域脱炭素化促進事業の実施にあたり、地域の自然的社会的条件に応じて環境の保全への適正な配慮が必要な事項。

12 市町村へのアンケート結果

道内179市町村に促進区域の設定の検討状況を確認

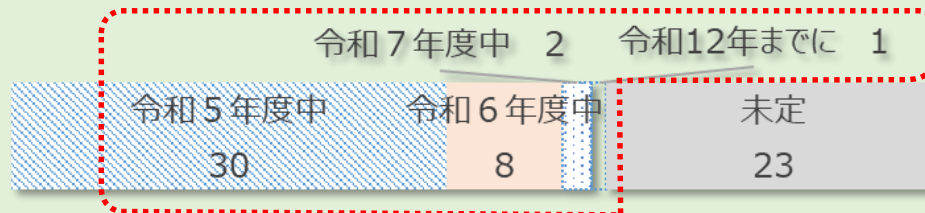


(1) 「促進区域の設定に着手している」9市町村



(2) 「促進区域を設定するか検討している」41市町村

「促進区域を設定するか検討している」市町村のうち、検討の結論を出す目途が明確になっている41市町村



具体的に促進区域の設定を検討している50市町村に対して、配慮基準に求めることを聴取

[市町村意見]

- **市町村行政区域の全域が除外区域になることについては、「促進区域を設定したいのでやめて欲しい」とする意見が、全体では62%を占め、(1)の市町村では100%を占めた**
- **①除外区域に設定する区域は、「法令などで施設の設置が困難な区域に限定してほしい」とする意見が、(1)の市町村では56%を占め、「許認可区域までに留めてほしい」とする意見も含めると76%を占めた**
主な理由)
 - ・ 行政区域全域が、除外区域になることを危惧している
 - ・ 除外区域が、行政区域全域とならないからと無闇に広げられる危険性を危惧している
 - ・ 明らかに除外とは言えない区域は、考慮対象区域にしてほしい
 - ・ 市町村の裁量を最大限確保してほしい
- **①除外区域に設定する区域の明確さは、「メッシュだと荒いため、図示程度で良い」とする意見が、(1)の市町村では67%を占めた**